

鹿屋市家庭的保育事業等認可審査会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市家庭的保育事業等認可審査会設置要綱（平成27年鹿屋市告示第214号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づく家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）に係る認可」を「基づき、法第34条の15第2項による家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可」に改める。

第2条第3号中「事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 鹿屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年鹿屋市条例第10号）に規定する基準への適合性

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。